

## 【 建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について(通知) 】

公布日:平成 13 年 6 月 1 日

環廃産 276 号

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて

産業廃棄物行政については、かねてからご尽力いただいているところであるが、今般、平成 11 年 3 月 23 日付け衛産第 20 号をもって通知した「建設廃棄物処理指針」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 105 号)等の施行を踏まえ、必要な内容の見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので通知する。なお、貴職におかれては、指針を関係者に周知し、指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

おって、平成 11 年 3 月 23 日付け衛産第 20 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」は廃止する。

### 1. 総則

#### 1.1 目的

本指針は、工作物の建設工事及び解体工事(改修工事を含む。)(以下「建設工事等」という。)に伴って生ずる廃棄物(以下「建設廃棄物」という。)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### (解説)

建設工事等に伴って生ずる廃棄物は、次のような特殊性がある。

- 1 廃棄物の発生場所が一定しない。
- 2 発生量が膨大である。
- 3 廃棄物の種類が多様であり、混合状態で排出される場合が多いが、的確に分別すれば再生利用可能なものも多い。
- 4 廃棄物を取り扱う者が多数存在する。(重層下請構造が存在する。)

建設廃棄物は不適正処理の事例として取り上げられるものが多く、とりわけ、木くず、がれき類等解体廃棄物については不法投棄量が多く、生活環境保全上の大きな問題となっている。また、不法投棄は、住民に産業廃棄物の処理に対

する不信感を生じさせる大きな要因となっている。

建設廃棄物の適正処理を図るためには、排出事業者においては、建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等その他適正処理のため排出事業者としての責任を果たすとともに、発注者等の排出事業者以外の関係者においても、それぞれの立場に応じた責務を果たすことが重要である。

このため、本指針は、廃棄物処理法に沿って建設廃棄物の適正処理を推進するために必要な事項について、具体的な処理手順等を示したものである。

## 1.2 用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりである。

(1) 「廃棄物」とは、人間の活動に伴って生じたもので、汚物又は自分で利用したり他人に売却できないために不要になったすべての液状又は固形状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く)をいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴なって生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている。

(2) 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

このうち「特別管理一般廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められた PCB 使用部品、燃え殻、ばいじん、汚泥、感染性廃棄物をいう。

(3) 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など 19 品目の廃棄物をいう。

このうち「特別管理産業廃棄物」とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められたもので、建設工事等に係るものとしては廃石綿等の特定有害産業廃棄物や廃油等が該当する。

(4) 「安定型産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち安定型最終処分場に埋立処分できるものであり、廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板及び廃容器包装であるものを除く。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板及び廃容器包装であるものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部に限る。)、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。)、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下「がれき類」という。)であって(これらが混合したものを含む。)、安定型産業廃棄物以外の廃棄物が付着又は混入していないものをいう。

(5) 「建設廃棄物」とは、建設工事等に伴って生ずる廃棄物をいう。

(6) 「建設混合廃棄物」とは、建設廃棄物であって安定型産業廃棄物に該当するもの(金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混

在しているものをいう。

(7) 「処理」とは、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。

(8) 「再生」とは、廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処理して有用物にすることをいい、「再生利用」とは、これらにより得られた有用物又は廃棄物を有効に活用することをいう。

(9) 「処分」とは、中間処理と最終処分をいう。「中間処理」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。「最終処分」とは、埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。

(10) 「排出事業者」とは、廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者(元請業者)が該当する。

(11) 「処理業者」とは、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している事業者をいう。

(12) 「マニフェスト」とは、排出事業者が産業廃棄物の処理の終了を確認するために産業廃棄物とともに流通させる産業廃棄物管理票をいい、「電子マニフェスト」とは、マニフェストに代えて、電子情報により処理の終了を確認できるシステムをいう。なお、電子マニフェストは、廃棄物処理法第 13 条の 2 に基づき指定を受けた情報処理センターが情報の中継等を行う。

### 1. 3 適用範囲

(1) 本指針は、建設廃棄物の処理について適用する。

(2) 本指針は、建設工事等の元請業者のほか、発注者、設計者、下請業者、処理業者、建設資材の製造事業者等を対象とする。

(解説)

(1) 本指針の適用対象は、建設工事等に伴って生ずる廃棄物である。

(2) 本指針は、主として建設工事等の元請業者を対象としているが、同時に発注者、設計者、下請業者、排出事業者から建設廃棄物の処理を受託した処理業者、建設資材の製造事業者等、建設廃棄物に係る関係者を対象とする。

### 2. 廃棄物処理の基本事項

#### 2. 1 排出事業者の責務と役割

(1) 建設工事等における排出事業者には、原則として元請業者が該当する。

(2) 排出事業者は、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めなければならない。

(3) 排出事業者は、自らの責任において建設廃棄物を廃棄物処理法に従い、適正に処理しなければならない。

(4) 排出事業者は、建設廃棄物の処理を他人に委託する場合、廃棄物処理法に定める委託基準に従い、収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に委託契約を書面にて行い、適正な処理費用の支払い等排出事業者として適正処理を確保しなければならない。

(解説)

(1) 建設工事等における排出事業者には、原則として元請業者が該当する。

建設工事等においては、建設工事等の発注者、当該発注者から建設工事等を直接請け負った元請業者、元請業者から建設工事等を請け負った下請業者等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがある。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請業者が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとしている。

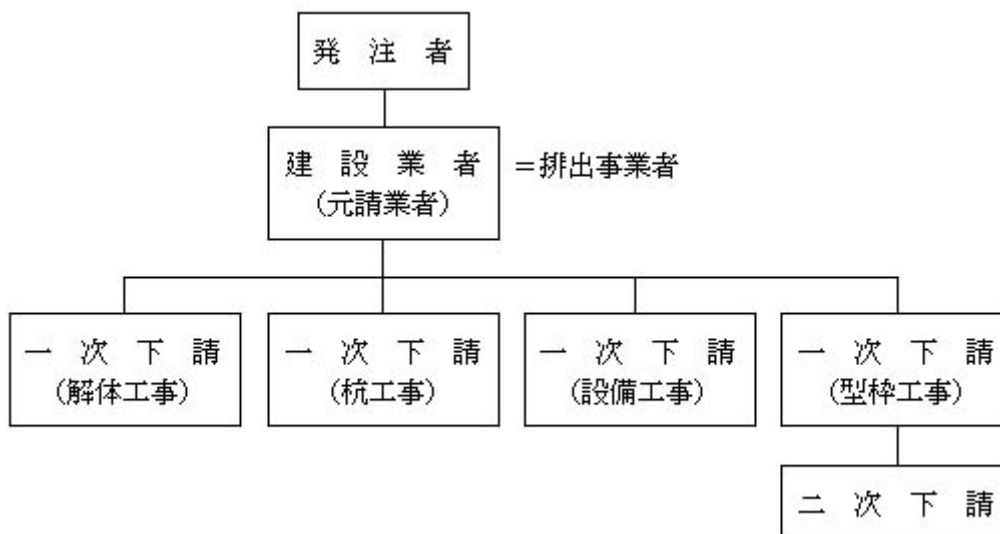
なお、元請業者が当該工事の全部、又は建設工事のうち明確に区分される期間に施工される工事を下請業者に一括して請け負わせる場合において、元請業者が総合的に企画、調整及び指導を行っていないと認められるときは、下請業者が排出事業者になる場合もあるので留意する必要がある。

(「建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に係る留意事項について」

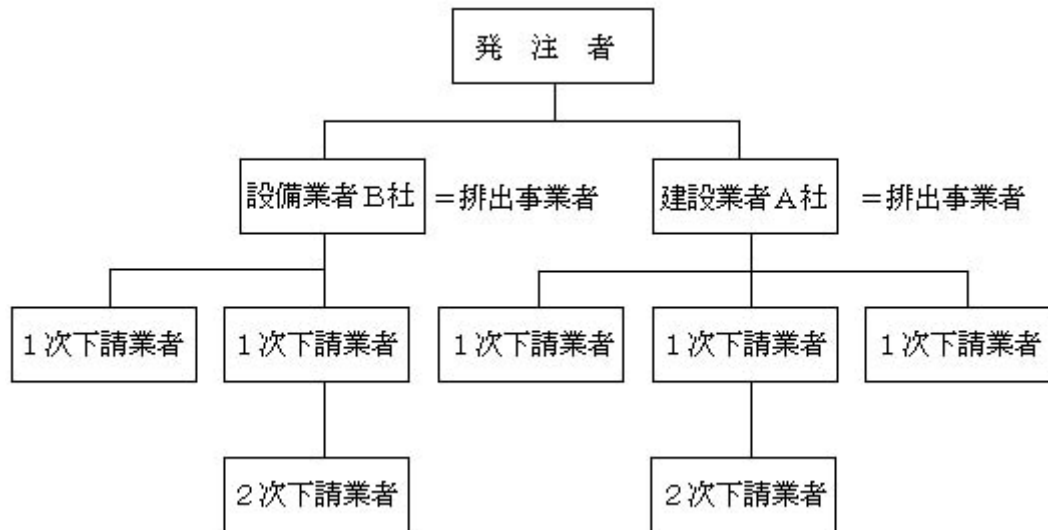
(平成6年衛産第82号産業廃棄物対策室長通知) 参照)

次に、代表的な契約形態における排出事業者の例を示す。

1 通常の場合



## 2分離発注の場合



- (2) 排出事業者は自らの責任において適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るほか、排出事業者として以下の役割を履行しなければならない。
- 1) 元請業者が中心となって、発注者—元請業者—下請業者— 処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営すること。
  - 2) 仕様書等に廃棄物の処理方法が記載されていない場合は、発注者に申し出ること。
  - 3) 元請業者は廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書を作業所ごとに作成し、発注者の要求に応じて提出すること。
  - 4) 建設廃棄物を再生資源として利用することに努めること。
  - 5) 廃棄物の取扱い方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底させること。
  - 6) 建設廃棄物の運搬を委託する際には、引き渡す都度、種類ごとに必要事項を記入したマニフェストを交付するか、又は必要事項を電子マニフェストにより登録して廃棄物の流れの把握及び処理過程の事故防止に努めること。
  - 7) 廃棄物の排出は分別排出を原則とし、分別物の回収方法、分別容器等について処理業者と打合せを行うこと。
  - 8) 廃棄物の取扱いを下請業者任せにしてはならない。したがって、処理を委託する場合は、元請業者は直接処理業者を選定した上で委託契約を締結

するとともに、マニフェスト又は電子マニフェストの使用等により適切な委託を行うこと

- 9) 建設廃棄物の性状や処理方法を把握しておくこと。
- 10) 廃棄物処理の結果を発注者に報告すること。
- 11) マニフェスト及び処理実績を整理して記録、保存すること。
- 12) 多量に産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事又は保健所設置市長(以下「都道府県知事等」という。)に提出すること。
- 13) コンクリート、木材等の特定の建設資材を用いた建築物の解体工事等を受注する場合には、分別解体等を行うこと、分別解体等に伴って生じた特定の建設資材廃棄物について再資源化を行うことなど建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に従うこと。

なお、元請業者は、下請業者が排出事業者に該当する場合でも、下請業者が行うマニフェストの交付又は電子マニフェストの登録等を含め廃棄物の適正処理について、元請業者として適切な指導を行うことが望ましい。

- (3) 排出事業者が行う廃棄物の処理には、自己処理と委託処理がある。

自己処理とは、排出事業者自らが行う運搬、中間処理、最終処分をいい、それぞれ廃棄物処理法に定める基準に従い処理しなければならない。

委託処理とは、処理業者に処理を委託することをいう。この場合、排出事業者は、収集運搬業者及び中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に書面にて委託契約を締結するなど、廃棄物処理法に定める委託基準に従い、適正処理を確保しなければならない。

現場内で行う処理であっても、下請業者に処理させる場合は委託処理に該当する。

## 2.2 発注者等の関係者の責務と役割

建設工事等における発注者等の排出事業者以外の関係者は、発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物処理の責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たさなければならない。

- (1) 発注者は、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示する。
- (2) 設計者は、発注者の意向を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努める。
- (3) 下請業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用に関し排出事業者に協力する。
- (4) 処理業者は、排出事業者との書面による委託契約に従い、廃棄物を適正に処理する。

(5) 製造事業者(メーカー)は、包装を簡素化する等廃棄物の発生抑制に努めるとともに、製品が廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないように製品開発に努める。

(解説)

(1) 発注者の責務と役割

- 1) 建設工事等を行う以前からの廃棄物(例えば、解体予定建築物中に残置された家具等の廃棄物)を適正に処理すること。
- 2) 元請業者に行わせる事項については、設計図書に明示すること。
  - 1 建設廃棄物の処理方法
  - 2 処分場所等処理に関する条件
  - 3 建設廃棄物を再生処理施設に搬入する条件等
- 3) 企画、設計段階において、建設廃棄物に関する以下の項目について積極的に推進すること。
  - 1 建設廃棄物の発生抑制
  - 2 現場で発生した建設廃棄物の再生利用
  - 3 再生資材の活用
- 4) 積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上すること。
- 5) 元請業者より、建設廃棄物の処理方法を記載した廃棄物処理計画書の提出をさせること。
- 6) 工事中は建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払うこと。
- 7) 工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する。また、建設廃棄物が放置されていないか注意を払うこと。
- 8) コンクリート、木材等の特定の建設資材を用いた建築物の解体工事等を発注する場合には、分別解体の計画等を都道府県知事に届け出るなど建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に従うこと。

(2) 設計者の責務と役割

設計者は、発注者の意向に沿って発生抑制、再生利用を考慮した設計に努め、解説(1)の 2)～7)を実施するなど、廃棄物の適正処理に関して発注者に助言すること。

(3) 下請業者の責務と役割

- 1) 建設廃棄物の発生の抑制を積極的に図ること。
- 2) 排出事業者としての元請業者に自分の業態の廃棄物の内容を事前に知らせること。
- 3) 工事にかかる前に元請業者が定めた廃棄物の処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底させること。
- 4) 下請業者が建設廃棄物を自ら処理する場合は、処理業者としての許可を取

得するとともに、元請業者と書面により委託契約を締結すること。

(4) 処理業者の責務と役割

- 1) 廃棄物処理法に定める処理基準に従うとともに、排出事業者との廃棄物の処理委託契約に従い、廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 許可を受けた範囲に応じた処理委託契約を排出事業者と結ぶこと。当然許可証に記載されていない廃棄物の処理を受託しないこと。
- 3) 廃棄物を受け取るときにはマニフェストの交付又は電子マニフェスト登録番号の通知を受けるとともに、委託契約の廃棄物と同じであることを確認すること。
- 4) 受託した廃棄物は他の処理業者に再委託してはならない。やむを得ず再委託する場合は、廃棄物処理法に定める再委託基準を遵守すること。
- 5) 収集運搬業者は、必ず排出事業者より処分先の指示を受け、速やかに運ぶこと。
- 6) 収集運搬が終了した後、マニフェスト又は電子マニフェストにより速やかに終了日、処理状況を排出事業者に報告すること。
- 7) 中間処理又は最終処分業者は、搬入物の処分を自ら行うこと。
- 8) 中間処理又は最終処分が終了した後、マニフェスト又は電子マニフェストにより速やかに終了日、処理状況を排出事業者に報告すること。
- 9) マニフェスト及び処理実績を帳簿に記載し保存すること。

(5) 製造事業者(メーカー)の責務と役割

- 1) 繰り返して使用することが可能な容器包装を使用し、容器包装の過剰使用の抑制を図ること。
- 2) 現場で発生した廃材の再生活用に努めること
- 3) 製品が廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないよう情報を提供するとともにそのような製品開発に努めること。

2.3 建設廃棄物の種類

- (1) 建設廃棄物には、直接工事から排出される廃棄物と建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物がある。
- (2) 排出事業者は、自らの責任において建設工事等から排出される産業廃棄物をその種類に応じた処理基準に従い適正に処理しなければならない。
- (3) 建設現場、現場事務所等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従わなければならない。



(解説)

(1) 建設廃棄物の種類

建設廃棄物は、図 2—1 に示すように多種多様なものがあるが、大別すると直接工事等から排出される廃棄物と現場事務所等から排出される廃棄物がある。これらはそれぞれ処分方法が異なるため、分別して排出、処分することが必要である。

(2) 安定型産業廃棄物の取扱い

安定型産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち安定型最終処分場で埋立処分できるものである。

安定型産業廃棄物のうち、「がれき類」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、れんが破片等をいい、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものであっても、木製品、ガラス製品、プラスチック製品等の廃材は含まない。「ゴムくず」とは、天然ゴムくずをいい、合成樹脂製品の廃材は、「廃プラスチック類」に分類される。「金属くず」とは、鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず等をいう。「ガラスくず及び陶磁器くず」とは、ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等をいう。

なお、自動車等破砕物、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間これらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。))、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃ブラウン管(側面部に限る。)及び廃石膏ボードは安定型産業廃棄物から除外されているので留意すること。また、安定型産業廃棄物であっても、排出から処分までの間に安定型産業廃棄物以外の廃棄物と混在し、これらが付着又は混入しているおそれがあるものは、安定型産業廃棄物として取り扱うことはできない。

建設廃棄物	一般廃棄物	事務所から排出される一般廃棄物の具体的内容（例）		
		現場事務所における生ゴミ、新聞、雑誌等		
建設廃棄物	産業廃棄物	※	分 類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容（例）
		※	廃プラスチック類	廃発砲スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
		※	ゴムくず	天然ゴムくず
		※	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず
		※	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
	※	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片	
		汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数がおおむね200kN/m <sup>2</sup> 以下または一軸圧縮強度がおおむね50kN/m <sup>2</sup> 以下） 具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水	
		木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず（具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等）	
		紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず（具体的には包装材、段ボール、壁紙くず）	
		繊維くず	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる繊維くず（具体的には廃ウェス、縄、ロープ類）	
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）		
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器		
	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物		

※（安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部（以上ガラスくず及び陶磁器くず）、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板（以上金属くず）、廃プリント配線板（廃プラスチック類、金属くず）、廃容器包装（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず）は除く。）

図 2—1 建設廃棄物の種類(例)

(3) 特別管理産業廃棄物の取扱い

特別管理産業廃棄物とは爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又

は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいい、建設廃棄物のなかでは廃石綿等、廃油等が該当し、これらは特に厳しい処分基準が定められているので、必ず他の廃棄物と混合しないように保管、排出し、処分には十分な注意を要する。

特別管理産業廃棄物の主なものは、次のとおりである。

1) 廃石綿等

1 吹付け石綿を除去したもの

2 のような石綿を含む保温材、耐火被覆材等を除去したもの

・石綿保温材

・けいそう土保温材

・パーライト保温材

・人の接触、気流及び振動等により上記のものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材(比重 0.5 以下の石綿含有保温材)

1 上記のものを除去する際に用いられた養生シート、防じんマスク等の廃棄されたもので、石綿の付着しているおそれのあるもの

2) 廃油

1 揮発油類、灯油類、軽油類(シンナー、燃料等の残り)

2 上記のものを使用することによって排出される廃油で、引火点 70℃未満のもの

3) 廃酸(pH2 以下のもの)

4) 廃アルカリ(pH12.5 以上のもの)

(4) 建設混合廃棄物の取扱い

建設工事等から発生する廃棄物で、安定型産業廃棄物(がれき類、廃プラスチック類金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず)とそれ以外の廃棄物(木くず、紙くず等)が混在しているものを建設混合廃棄物という。この処理にあたっては、総体として安定型産業廃棄物以外の廃棄物として取扱い、中間処理施設、又は管理型最終処分場において適切に処理しなければならない。なお、建設混合廃棄物から安定型産業廃棄物を選別(手、ふるい、風力、磁力、電気等を用いる方法により)し、熱しゃく減量を 5%以下とした場合、当該廃棄物は安定型産業廃棄物として取り扱うことができる。

(注) 熱しゃく減量とは、対象物を強熱したときの重量減少率を表す値である。

測定方法は、試料を乾燥機等により 105℃±5℃で十分乾燥させた後、電気炉を用いて 600℃±25℃で 3 時間強熱する。

(5) 木くず、紙くず及び繊維くずの取扱い

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた建設業に係る紙くず及び繊維くず並びに工作物の新築又は改築に伴って生じた建設業に係る木

くずは、従来、一般廃棄物として取り扱われてきたところであるが、これらの廃棄物は産業廃棄物と混合して排出されることが多くその取扱いについて現場において混乱を生じていたことから、平成10年6月17日から、これまで産業廃棄物とされていた工作物の除去に伴い排出される木くずと同様に産業廃棄物として取り扱うこととなった。

なお、建設工事等に伴い発生する抜根、伐採材については、建設業に係る木くずとして扱われるものである。

(6) 建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物の取扱い

建設現場、現場事務所等から排出される生ごみ、紙くず等の生活系廃棄物は一般廃棄物となるので、工事から直接排出される廃棄物とは分けて処理することが必要である。

(7) 建設汚泥の取扱い

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱う。また、粒子が直径74ミクロンを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m<sup>2</sup>以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m<sup>2</sup>以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出されるとは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。